長久手市第９期高齢者福祉・介護保険事業計画にかかるパブリックコメントの実施について

長久手市第９期高齢者福祉・介護保険事業計画を策定するにあたり、市民のみなさまからご意見をいただくため、パブリックコメントを実施しました。 その結果を次のとおり公表します。

１　募集期間
令和6年2月5日（月）から令和6年3月5日（火）まで

２　計画案の公表・配布
長寿課窓口、行政情報コーナー、各地域共生ステーション、まちづくりセンター及び市ホームペー

３　募集結果
1名、4件

４　意見内容及び市の考え方
以下の表のとおりです。

番号	意見	市の考え方
1	近年の要介護認定者の増加の傾向として、軽度者（要支援１・２・介護１）の人数が急激に増えており、今後もその傾向は続くものと推計されています。 しかし、市内では軽度者が安心して暮らせる住まい（介護保険外）が明らかに不足しています。例えばケアハウスでは多くの待機者が出ていて、申し込んでも当分は入居できない現状があります。今後の住まいの確保に関して具体的な対策は何かあるのでしょうか。喫緊の課題だと思いますが、計画で特に記載が無いようでしたので、お聞きしました。	今回の計画期間中は、介護老人福祉施設で４床整備で計画しました。他施設・居住系サービスは、愛知県の介護保険地域分析支援事業で、本市の保険者の施設利用状況、在宅での生活維持が難しくなっている人の調査を行った結果を踏まえて、整備を行わないことにしました。介護老人福祉施設等、総量が規制されている施設以外は、都市計画法上の市街化区域であれば、建設可能です。３年毎に作成する介護保険計画となりますので、次の介護保険計画の参考にさせていただきます。
2	長久手市の地域包括支援センターについて２か所で運営していますが、要支援者のケアマネジメントの多くを外部委託としています。包括支援センターでは人員不足で抱えきれないのでしょうか。もしそうなら、今後軽度者のさらなる増加が見込まれていますので、軽度者へのケアマネジメント業務に関し人手不足がさらに加速するものと思われますが、具体的な対策は何かあるのでしょうか。	ケアマネジメントを委託している割合は、愛知たいようの杜地域包括支援センターが23%、長久手市社会福祉協議会地域包括支援センターが67%です。地域包括支援センターの人員不足で抱えきれない現状はあります。しかし市内介護支援専門員へのヒアリングでは、要支援者のケアマネジメントは介護報酬単価が低く、委託に出せないという声もありました。 長久手市では、本計画期間中に、総合事業の短期集中型サービスの実施を予定しています。これは、軽度者が心身の元気を取り戻し、もとの暮らしを送れるように支援するサービスです。この事業の実施により、ケアマネジメントの件数を減らし、今後のさらなる要支援者の増加に備えてまいります。

番号	意見	市の考え方
3	令和５年度から、厚生労働省が作成したケアプランデータ連携システムが本稼働していますが、長久手市内事業所で導入している事業所はありません。どの事業所も、他の事業所が入れていないからという理由で導入に及び腰になっていると聞きました。しかし、導入が進めば現状FAXで行っている事業所間の情報提供の手間が大幅に削減され現場の負担軽減につながることは間違いありません。 ただしこのシステムについては、長久手市内だけでなく近隣自治体の事業所も導入しないと機能しないので、例えば尾三地区で協定を結んでいるので、尾三地区内の自治体で連携し音頭を取って事業所への一斉導入を推進すれば効果的だと考えますがいかがでしょうか。	長久手市の居宅・包括管理者連絡会で、ケアプラン連携システムについて、導入する方向性の確認を行いました。居宅サービス計画書、サービス利用票、同別表のデータ連携のため、採算も考慮され、しばらく導入は見送られている状況です。ご意見のとおり、全事業所が稼働することで、効果がある内容ですので、広域で検討していきたいと考えます。
4	計画策定における意見聴取のための調査として、介護支援専門員へのヒアリングを実施したと記載がありますが、どのような観点でヒアリングをし、どのような回答が得られたのか、またどのように施策反映したのかが記載されていません。計画への記載が必要なのではないでしょうか。	本計画策定のための基礎資料とすることを目的に、高齢者を取り巻く環境や業務上の困りごとなどを把握するためにヒアリングを実施しました。市内5事業所にご協力いただいた結果については計画に記載すべきと考え、第2章に記載することとします。